## 条約改正と宗教

### -1893年シカゴ万国宗教会議における平井金三の演説-

髙瀬 航平

#### はじめに

1893 年 9 月 27 日,連日盛況を極めた万国宗教会議 The World's Parliament of Religions の閉会式において,日本から参加した平井金三(ひらいきんざ,1859-1916)は,閉幕の辞を担当する一人に選ばれた。そこで平井は,会議の歴史的意義を強調し,次のステップとして「この会議の理想的目標である国際的正義の実現へと向かうことを信じている」と述べたうえで,「心温まるもてなしのおかげで,我々は自分たちがよそ者であることを忘れてしまった」と言い式辞を結んだ(1)。平井は,諸宗教の調和を謳うコスモポリタンな雰囲気のなかで(2),聴衆から熱烈な称賛を受けた演説を行なったにもかかわらず(3),最後に自身を「よそ者」strangers として位置づけたのである。

その特異な経歴<sup>(4)</sup>にもかかわらず、平井が注目されるようになったのは近年のことである。1859年の京都に生まれた平井は、英学校に学んだのち、1885年、烏丸通御池下ルに英学塾「オリエンタル・ホール」を開校した。同志社に対抗して「仏教系」を標榜したこの学校は、京都近傍の僧侶に加えて、宗教学者の姉崎正治(1873-1949)や教化運動家の加藤咄堂(1870-1949)も幼少期に学んだことで知られている。また平井は、居士仏教徒としても活動し、1887年より神智学協会会長ヘンリー・スティール・オルコット(Henry Steel Olcott、1832-1907)の日本招聘運動に尽力した。なお、1889年に得度し臨済宗妙心寺派の僧侶になった(法名は龍華)。1892年2月に渡米すると、神智学協会の人脈を頼りながら各地で講演し、1893年には万国宗教会議において日本仏教界からの参加者の一人として演説を行なった。1894年6月の帰国後は、東京外国語学校教授の職に就きつつ、ユニテリアンに接近した一方、日印協会や宗教家の松村介石(1859-1939)の心霊現象研究会(のちの道会)の発足にも協力した。1910年に同校を退職してからは、「三摩地会」を結成し、仏教の身体的実践を再構築した独自の座法・呼吸法を広めた。1916年、逝去した。

万国宗教会議での平井の演説について、断片的な言及(5)を除いて、はじめて集中的に分析したのは、ジェームズ・ケテラーであった。ケテラーは、明治期の「仏教復興」を背景として、万国宗教会議における日本の仏教徒の活動を考察した。そして、他の参加者らがたんに日本仏教の近代性を喧伝したのに対して、平井は「不平等条約」という「国際政治や経済分野において日本政府が虐げられるままになっている厳しい現実」に言及することで、「普遍主義の概念――キリスト教徒が設定し、宗教大会がかたちを与えたもの――を批判」したと評価した(6)。ケテラーの視点を引きつぎ、平井の演説について現時点で最も包括的な検討を行なったのが、ジュディス・スノッドグラスである。彼女によれば、平井は、日本人を偶像崇拝者、反キリスト教的、無神論者、迷信深いなどと見なす従来の西洋社会の言説を否定し、進歩的な大乗仏教と宗教的寛容を特徴とする新たな「日本宗教」像を提示した。スノッドグラスは、平井が「西洋」の植民地主義に基づく「オリエンタリズム」

的言説を「東洋」の側から脱構築することにより、日本の「文明性」を強調し条約改正という政治 的目標の達成を目指したと評価した<sup>(7)</sup>。

両研究ともに、条約改正<sup>(8)</sup>という政治的課題と宗教を関連づけた点に平井の演説の特徴を認めている。この点については、本稿もまた同意見である。しかし、関連分野の研究成果を踏まえれば、従来の説明を更新する必要があるとも考える。先行研究は、平井が条約改正を目的とする点で日本政府と一致し、かつ大乗仏教の布教を目的とする点で他の日本の仏教徒と一致していたと説明してきた<sup>(9)</sup>。しかし、同じく条約改正を支持していても、その戦略や目的について多様な言説が存在したことが明らかにされている<sup>(10)</sup>。かつ、平井の宗教思想の独自性についても指摘があり<sup>(11)</sup>、また万国宗教会議の提示した宗教概念についても分析が進んでいる<sup>(12)</sup>。しかがって、平井の演説の特殊性については、より詳細な検討が求められる。

さらに、とくに「条約改正と宗教」を主題とする研究にとって、平井の演説が特異的な事例である点を指摘できる。この主題については、新条約が締結された 1894 年以降の国内における動向が注目されてきた。なぜなら、1899 年の条約施行とともに開始される「内地雑居」(条約締結国民による日本国内の旅行・居住の解禁)の準備として法制度上の改変が議論され、かつ流入の増加が見込まれたキリスト教徒への対抗を謳う運動がおもに仏教徒の間で盛んになったからである<sup>(13)</sup>。他方、条約締結以前の時期については、「切支丹禁制」の高札が撤去された 1873 年までの政治過程が明らかにされているものの<sup>(14)</sup>、それ以降の検討は充分とはいえない。以上の研究動向を踏まえれば、平井の演説は、交渉妥結の前年である 1893 年という時点で国際会議において高い評価を得たという点で特異的な事例であるから、集中的な分析に値すると考えられる。

そこで本稿は、まず平井が自らの演説で採った戦略を分析する。そのうえで、平井の演説を同時 代の社会的背景に位置づけて検討する。具体的には、当時合衆国の太平洋沿岸で発生していた日本 人移民排斥運動との関係を考察する。最後に、平井の条約改正論と日本政府のそれとの相違点を指 摘する。

#### 1. 万国宗教会議と日本からの参加者

まず、万国宗教会議の基本的情報やそこへ平井を含む日本からの参加者が出席するに至った経緯を確認しておく。万国宗教会議は、シカゴ万国博覧会に付属する国際会議であった。同万博は、1893年5月1日から同年10月30日まで合衆国イリノイ州において開催された(15)。万国宗教会議は、同年9月11日から9月27日まで、万博会場内のコロンビア・ホールで実施された。初日の開会式には、約4,000人が集まったという(16)。会議の全日程を通じて、約170人分の演説が読まれた(17)。出席者の職種は、聖職者、学者(法学、医学、神学、宗教学など)、慈善家、音楽家など。参加した国と地域は、アフリカ(リベリアなど)、アメリカ大陸(合衆国、カナダ)、アジア(インド、上海、シリア、セイロン、タイ、中国、日本など)、オセアニア(ニュージーランドなど)、ハワイ、ヨーロッパ(イギリス、ギリシア、スウェーデン、ドイツ、フランス、ベルギー、ロシアなど)。取り上げられた宗教は、イスラム教、キリスト教諸派(カトリック、正教、プロテスタントなど)ジャイナ教、儒教、神道、ゾロアスター教、道教、ヒンドゥー教、仏教、ユダヤ教などであった。ただし、全ての地域や宗教が参加者を派遣したわけではなかった。エジプトやアッシリアなどの古代宗教に

ついては、欧米の歴史家や考古学者が講演し、アフリカやシリアについては、同地で活動するキリスト教宣教師が報告した。イスラム教については、合衆国民信徒のアレクサンダー・ウェッブ (Mohammed Alexander Russell Webb, 1846-1916) が説明した(18)。

1891年,万国宗教会議の運営委員会が結成された。委員長には、シカゴの第一長老教会牧師のジ ョン・ヘンリー・バロウズ (John Henry Barrows, 1847-1902) が任命された。同年 6 月, 委員会 から世界各地に向けて会議の開催が告知された。これに応えて日本では会議の相談委員会が組織さ れた<sup>(19)</sup>。メンバーは、天台宗僧侶の芦津実全(1850-1920)、同志社教員の市原盛宏(1858-1915)、 牧師・明治学院総理の井深梶之介(1854-1940),牧師の海老名弾正(1856-1937),牧師・同志社社 長の小崎弘道(1856-1938),神道実行教管長の柴田礼一(1840-1920),真宗本願寺派僧侶の島地黙 雷(1838-1911),臨済宗僧侶の釈宗演(1860-1919),真宗大谷派僧侶・仏教学者の南条文雄 (1849-1927), オリエンタル・ホール講師の野口善四郎 (1864?-?), 牧師・東京英和学校総理の平 岩恒保(1857-1933),牧師の横井時雄(1857-1927),そして平井金三であった。当初日本仏教界で は各宗代表団を派遣することが計画されたものの,結局 1893年6月15日の各宗協会定期総会にお いて、個人の資格で自費により参加することが決議された。日本仏教界からの出席者は、芦津、釈、 真言宗僧侶の土宜法竜 (1854-1923), 真宗本願寺派僧侶の八淵蟠竜 (1848-1926), 通訳役の野口で あった。彼らは 1893 年 8 月 4 日に横浜を出発し,同月 15 日にバンクーバーに到着,21 日にシカ ゴ入りした。他にも教派神道からは柴田が、キリスト教からは小崎が渡米し、ハーバード大学に留 学中であった宗教学者の岸本能武太(1866-1928)や,日蓮宗信徒・実業家の川合芳次郎(1857-1939) も出席した。また、日本へ派遣されていた宣教師バルナバス・ハワース(Barnabas C. Haworth、?-?) が自らの宣教事業について報告した(20)。

他方、平井はすでに 1892 年 2 月の時点で渡米していた<sup>(21)</sup>。1892 年 4 月 27 日にサンフランシスコに到着してからは、詩人・著作家のアニー・チェイニー(Annie Elizabeth Cheney, 1847-1916)やジャーナリスト・編集者のベンジャミン・フラワー(Benjamin Orange Flower, 1858·1918)らと交際しながら、太平洋沿岸の諸州を巡り、神智学協会などで日本の歴史や宗教、建築、服飾文化などについて、欧米との比較を交えつつ、流暢な英語で講演していた。平井は、委員長バロウズからの招聘により万国宗教会議に参加した。1892 年 12 月 30 日付のバロウズからの書簡で、平井は日本の相談委員に任命され、また会議での演説を依頼された。平井は、日本仏教界からの参加者と現地で合流し、他の日本人参加者の原稿を代読するなど、野口と同じく通訳としても働いた。

#### 2. 平井の条約改正論(1): 真のキリスト教と偽のキリスト教

平井は、万国宗教会議で計 2 回の演説を行なった。9月13日分の演題は「キリスト教にたいする日本の真の立場」"The Real Position of Japan toward Christianity",9月27日分は「総合宗教論」"Synthetic Religion"である。本稿は、条約改正を主題とする第1演説をおもに分析する<sup>(22)</sup>。

この演説における平井の条約改正論は、従来次のように解釈されてきた。すなわち、①日本人を「野蛮人」と見なす偏見が条約改正交渉を遅滞させているという認識に基づき、②その誤解を修正するため日本の精神文化、とくにその宗教(大乗仏教)の進歩性を喧伝することで、③現行条約における日本人の「不平等」な境遇を打開しようと試みた(23)。たしかに、①について平井は、欧米社

#### 宗教学年報 XXXVII

会には旅行客や宣教師の報告に基づき形成された日本への偏見が根深いことを指摘したうえで、こうした誤解を日本人自身の立場から修正することを演説の目的として掲げていた。また、②についても平井は、日本の特徴として、複数の宗教が共存している点と人びとが宗教的寛容に富んでいる点を挙げ、そうしたありかたを「ジャパニズム」と呼んだ<sup>(24)</sup>。

しかし、本稿は、平井が日本宗教の進歩性を強調することで条約改正を達成しようと試みたとする解釈については、再検討の余地があると考える。本章では、平井が「文明化」を達成した日本の優等性を称揚することによってではなく、むしろ欧米諸国に対する日本の劣等性を強調することにより、条約改正を正当化しようと試みたことを論証する。なお、本稿が引用する平井演説は、明示しないかぎり全て拙訳による。

演説のなかで平井は、日本が文明国であると証明することに拘泥してはいなかった。それどころか、議論の展開上必要であれば、日本を野蛮国と仮定することをも辞さなかった。なぜなら、平井の論点は、日本がどのていど「文明化」を達成したかにはなかったからである。むしろ平井は、当時の国際政治における日本の地位の劣等性を認めたうえで、「弱者」である日本の権利を「強者」である欧米諸国が蹂躙することの不当さを倫理的に訴えたのであった。ここで平井が依拠した「倫理」とは、キリスト教に基づくものであった。

(条約改正に消極的な)外国政府が行なう弁解の一つに、我々の国がいまだ文明化されていないというものがある。いわゆる未開人、または弱者の権利と利益が犠牲になるべきだということが、文明的な法の原則なのだろうか。私が理解するかぎり、強者の侵略から弱者の権利と福祉を守るために、法律は必要とされるのである。私の法律の学習は浅薄なものではあるが、しかし、弱者が強者の犠牲に供されねばならないと学んだことはけっしてなかった。(......)議論の都合上、我々が偶像崇拝者 idolaters であり異教徒 heathen であると認めよう。しかし、非キリスト教国の権利と利益を踏みにじり、それらが当然受けるべき幸福を不正という汚れによって暗く染めることが、キリスト教の倫理に適うのだろうか。(括弧内引用者) (25)

さらに平井は、「真のキリスト教」real Christianity と「偽のキリスト教」false Christianity を区別する二分法を導入することで、自らの議論を補強した。平井は、日本におけるキリスト教の宣教事業の不振(26)を指摘したうえで、その原因を日本人の抱く「宗教的または人種的反感」や江戸幕府の禁教政策の残滓に求める主張を否定し、むしろキリスト教の側にその責任があると述べた。ただし、ここで平井が批判したのは、キリスト教それ自体ではなく、あくまで「偽のキリスト教」であった。平井のいう「偽のキリスト教」とは、宣教師の宗教的な活動と彼らの本国政府の政治的関心が癒着し、「略奪の手先」となって「宗教に偽装した外国の蹂躙」をもたらす存在となったキリスト教を指す。平井によれば、日本人の多くがキリスト教に対する反感を抱くのは、彼らが「異教徒」であるからではなく、「偽のキリスト教」に脅かされた歴史的経験を有するからである。平井は、1637年にキリスト教徒の扇動した反体制運動である島原天草一揆が起き、かつ当時国内ではこの一揆に乗じてポルトガル政府が日本の侵略を計画しているという噂が流れたことから、日本人の間に「キリスト教という名前それ自体に向けられた根深い恐怖と偏見」が蔓延したと説明した。平井によれば、「偽のキリスト教」は、欧米のキリスト強国によるアジア地域への進出というかたちで今日もな

お横行しており、日本に「不平等条約」が課されているのも、同様の事態の一環である。こうした 議論から平井は、条約改正が実現しないかぎり、日本ではキリスト教にたいする「恐怖と偏見」が 再生産され続けるために、同地における宣教事業が好転することもないだろうと主張した<sup>(27)</sup>。

他方、平井のいう「真のキリスト教」とは、もっぱら聖書に基づくキリスト教を指す。平井は、「だれかがあなたの右の頬を打つなら、左の頬をも向けなさい」(「マタイによる福音書」5章39節、『新約聖書 新共同訳』)などの章句を引用することにより、自ら進んで弱者の立場に身を置くことこそ「真のキリスト教」に適した振舞いであると訴えた(28)。

なお、「真のキリスト教」と「偽のキリスト教」という区分は、平井自身の宗教概念に依拠したものでもあった。平井は、諸宗教間の相違は名目上のことに過ぎないから、それらの優劣を競いあうことよりも、それぞれの宗教において教義と実践との間に整合性が保たれていることの方が重要であると主張していた。

我々は、あるいはすくなくとも私は、教義という観点からいえば、名称には頓着しない。仏教がキリスト教と呼ばれたとしても、我々が儒教徒や神道者と呼ばれたとしても、我々はそこにはこだわらない。しかし、我々は教えられた真理とその首尾一貫した応用にかんしては非常な注意を払う。キリストが我々を救済するのか地獄へ送るのか、ガウタマ・ブッダが実在の人物であったのかそういった者は存在しなかったのか、そうしたことは我々にとって取るに足らないことである。しかし、教義と実践との間に一貫性があることこそ、我々がより重視する点である。(29)

したがって、平井は万国宗教会議が提示した「単一の真理の存在とその諸宗教への分有」という発想を共有していたといえる(30)。しかし、平井は単一の「真理」の前に諸宗教間の相違が消失するとも、そこへの諸宗教の「帰一」を理想視していたわけでもなかった。むしろ平井は、全ての宗教が、超越的な「真理」から自らの現状がどのていど逸脱してしまったのかをつねに自己批判するべきだと主張していた。こうした構図に基づき平井は、日本の条約改正がキリスト教国に課せられた宗教的使命であると論じた。「不平等条約」の維持は「偽のキリスト教」的所業であるから、「真のキリスト教」を奉ずる者であるならば、「偽のキリスト教」を撲滅するために、日本の条約改正に協力しなくてはならない。そうすれば、日本人は喜んで「真のキリスト教」を受けいれるであろう、というわけである。

我々が観察する矛盾が放棄され、そしてとくに我々に課された不平等条約が公正な基盤で改正されないかぎり、いくら雄弁な説教者が講壇から真理を説いたところで、我々の国民はキリスト教に対する偏見をけっして棄てないであろう。我々は野蛮人 barbarians と呼ばれることがとても多い。また、私は日本人が頑固であり聖書の真理を理解できないとされるのを聞いたり読んだりしたことがある。これがある意味では正しいことを認めよう。なぜなら、日本人は説教者の雄弁に感心しその勇気に驚き、その論理的な主張を認めながらも、しかし彼らはとても頑固であり、そして言うことと行なうこととが食いちがうのが西洋の倫理であると考えるかぎり、彼らはけっしてキリスト教に入信しようとしないからである。(......) 人間性 humanity への不正を教える全ての宗教に対して、私は血と魂をもって反対してきたし、これからも反対するつもりである。

#### 宗教学年報 XXXVII

私は、キリスト教にたいする辛辣な反対者にも、その福音の熱烈な信奉者にもなりうる。(31)

もっとも、平井はシカゴの聴衆への目配せも忘れなかった。平井は、奴隷解放を成しとげ独立宣言を公にした合衆国こそ「真のキリスト教」を体現する国家であると持ち上げたのである。そして平井は、「あなたたちがかつて本国から正義を求めたように、我々もまた海外の列強から正義を求めている」と述べ、合衆国民が日本への同情と共感を持つよう訴えた(92)。ここでは、キリスト教の真/偽という構図が、合衆国とヨーロッパという地政学的構図に重ね合わされている。こうした修辞もまた、平井の演説が会場から称賛された理由の一つであったと考えられる。

まとめれば、平井が自らの条約改正論で求めたのは、欧米諸国が日本に「文明国」としての対等な地位を認めることではなく、キリスト教的倫理に基づき日本を公正に取り扱うことであった。言いかえれば、平井は現実の国際政治における欧米諸国やキリスト教的価値観の優位性を認めたうえで、「強者」側の倫理や歴史に訴えかけることにより、「弱者」の権利の保護を訴えたのである。

しかし、こうした平井の戦略は、他のアジア圏からの参加者とは必ずしも一致してはいなかった。なぜなら、後者はむしろ会議の「西洋中心主義」を乗りこえることに尽力したからである。たとえば、日本仏教界からの参加者は「大乗教弘布の重任を荷負するものは仏教の神髄とも称す可き日本僧侶の責任なり」との自負心から「欧米に法園を開拓」することを目論んでいた(33)。また、すでに植民地支配下にあった地域からの参加者には、言説のうえで「東洋」の優越性を昂進させることで「西洋」に対抗する戦略を採った者も存在した(34)。

#### 3. 平井の条約改正論(2): 宗教的差別へのまなざし

#### 3-1. 平井の条約改正論と移民問題

本章は、平井が③現行条約下での日本人の不当な待遇の解消を訴えたとする、従来の解釈を再考する。本章の主要な論点は、何を平井が条約の「不平等性」として批判したかに関わる。条約改正を支持する他の多くの論者は、日本国内における外国人への司法上・交易上の優遇を非難していた(35)。これに対して平井は、日本国外における日本人移民への差別や抑圧を「改正」すべきであると主張していた。

平井は、現行条約の弊害を示す事例として、次の 10 の事件を挙げた。そのうち 7 つは、日本国外の出来事であった。すなわち、1. 西洋の船舶が日本近海で密漁を行なっていること、2. 日本国内の訴訟で外国当局の裁定により日本人に不利益な判決が下されること、3. 合衆国の太平洋沿岸で人種の違いを理由に日本人の大学入学が禁止されたこと、4. サンフランシスコの教育委員会が公立学校への日本人の入学を禁止する規則を制定したこと、5. 卸売業で働く日本人が合衆国のとある地域より放逐されたこと、6. サンフランシスコの実業家たちが労働組合から合衆国民の代わりに日本人の助手や労働者を雇うのを止めるよう迫られたこと、7. サンフランシスコには現地で暮らす日本人を非難する演説を行なう者がいること、8. 「ジャップは出ていけ」と書かれたランタンを掲げて多くの人びとが行進したこと、9. ハワイ在住の日本人が選挙権を剥奪されたこと、10. 日本に住む西洋人のなかには犬の侵入を禁止するのと同じ調子で自宅の玄関先に「日本人お断り」の標識を立てている者がいることである(36)。

平井の挙げたものと類似した事件は、当時現実に発生していた。ハワイにおいては、1887年に制定された新憲法の第62条により、選挙権の有資格者が欧米人とハワイ原住民に限定されたため、日本人移民は選挙権を失った(37)。合衆国においては、1891年4・5月に、サンフランシスコ発刊の諸新聞が、日本人労働者が白人労働者の職を奪っているとし、彼らの排斥を訴える記事を掲載した(38)。1892年5・6月に、同じくサンフランシスコ発刊の『モーニング・コール』紙が、日本人移民を批判する特集記事を全5回に渡り掲載した(39)。こうした動向は、たんにマスメディア上のみに留まらなかった。1893年3月のオレゴン州で、ある鉄道会社から解雇された従業員が、日本人労働者の宿舎を襲撃したと報道された(40)。1893年6月、サンフランシスコ市・郡学務局の例会は、公立小学校への日本人児童の入学を禁ずる議案を可決した(41)。

こうした動向が生じた社会的背景としては、次の2点を指摘できる。すなわち、第1に合衆国西部にアジア圏からの移民労働者が集住していたこと、第2に合衆国内で移民に対する管理や抑圧が高まっていたことである。

1848 年,カリフォルニア州で金鉱が発見された<sup>(42)</sup>。これにより同地では鉱山や鉄道などで働く 労働者への需要が高まった。しかし、南北戦争以降、黒人奴隷の解放が進展したため、安価な労働 力の供給は不足していた。そこで奴隷に代わり低賃金・長時間労働に従事したのが、中国人移民で あった。しかし、太平洋沿岸を中心に中国人移民の人口が増加すると、彼らの排斥を訴える声がお もに白人労働者の間から上がり始めた。そこでは、たんに労働市場の競争相手としてのみならず、 人種や文化、宗教を異にする他者として中国人移民が攻撃されていた<sup>(43)</sup>。こうした世論を背景に、 1882 年 5 月 6 日、合衆国議会は「排華移民法」を制定した<sup>(44)</sup>。同法は、中国人が合衆国に入国し たり帰化したりすること禁じ、また在米中国人が登録証を携帯することを義務づけた。それ以降、 中国人の合衆国への渡航は減少した。

彼らに代わり、労働力不足を補ったのが日本人移民であった。ユウジ・イチオカによると<sup>(45)</sup>、1890年時点における在米日本人数は、約 2,500人であり、彼らの大半は留学生であった。しかし、1891-1900年における日本からの入国者数は、27,440名、1901-1907年には42,457名であった。彼らの多くは、日本国内の不況により零落した農民や工場労働者であり、渡航の目的はもっぱら出稼ぎであった。たしかに、統計のうえでは、1890年代の在米日本人数は、合衆国の総人口の0.001%を下回り、かつ中国人移民数より少なかった。しかし、彼らは太平洋沿岸諸州に集中し、かつ高い増加率を示していた(図  $1 \cdot$ 表 1 参照)。

他方, 1890年代以降, 合衆国は移民にたいする管理を強めていった。1891年3月3日に制定された「改訂外国人移住条例」は、はじめて移民政策の包括的権限を連邦政府に与えた<sup>(46)</sup>。その第1条は、入国を拒否できる対象として、精神障害者や貧困者、軽犯罪歴保持者や複婚者などを挙げていた。それは、おもに国籍に基づき入国を制限していた従来の移民政策から一転して、行政府に広範な裁量が認められたことを意味していた。

こうした法制上の措置と並行して, 日本人 排斥を求める声がしだいに高まっていった。 先述のように、1891年4月から日本人移民 を批判する新聞記事が掲載され始めたのは, 同月1日が「移住条例」の施行日であったか らだと考えられる。じっさい, カリフォルニ ア州では同条例に基づき日本人の入国が拒 否された<sup>(47)</sup>。さらに、日本人移民を排斥する にあたっては、かつて中国人に向けられたも のと同じ論法が援用された。そのことを象徴 する人物が、デニス・カーニー (Denis Kearney, 1847-1907) である。自身アイルラ ンド移民であったカーニーは, カリフォルニ ア州の中国人排斥運動を草の根から扇動し た人物として当時著名であった(48)。そんな彼 が, 今度は日本人排斥運動へと参入したので ある。1892年7月6日、サンフランシスコ での演説においてカーニーは、日本人の入国 を制限しなければ、「4,500 万人の異教徒た ち pagans」が「我々の子どもを誘惑し、堕 落させ,彼らの故郷では習慣となっている 悪徳を教えこむ! のを許すことになると警 告した(49)。彼は、ロサンゼルスやサクラメ ント, サンノゼなど, カリフォルニア州の各 地でも同様の演説を行なっていた(50)。

平井は、1892 年 4 月 27 日にサンフランシスコへ上陸してからシカゴ入りするまでの間、太平洋沿岸を巡り講演活動を行なっていたから、同地の日本人移民排斥運動を見聞きする機会があったと考えられる(51)。なお、平井が演説のなかで引用した「ジャップは出て

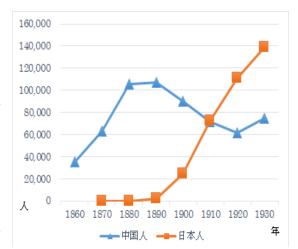


図 1 在米中国人・日本人数の推移
(cited from United States, *Fifteenth Census of the United States: 1930 Population*, vol.II, Washington: U.S. Government, 1930, p.32.)

地域	人口(人)	割合(%)
ニューイングランド諸州	89	0.4%
中部大西洋沿岸諸州	446	1.8%
東北中部諸州	126	0.5%
西北中部諸州	223	0.9%
南部大西洋沿岸諸州	29	0.1%
東南中部諸州	7	0.0%
西南中部諸州	30	0.1%
山中部諸州	5,107	21.0%
太平洋沿岸諸州	18,269	75.1%
合衆国全体	24,326	

表 1 地域別在米日本人数(1900年)

(飯野正子「米国における排日運動と 1924 年移民法制定過程」(『津田塾大学紀要』第 10 巻, 1978年), 33 頁より作成)。

いけ」"the Japs must go"との掛け声は、カーニーのキャッチフレーズであった。

こうした背景を踏まえれば、平井が万国宗教会議において条約改正について演説した理由をよりよく理解することができる。平井は、「諸宗教の協調」を謳う会議の場に、会場の外で起きていた「異教徒」である日本人移民の排斥という現実(52)を持ちこむことで、会議の理念の実効性を問いただしたのである。言いかえれば、平井は会議の目指す「宗教的共同」を実現するためには、宗教的差別を伴う移民問題の解決が先決であることを主張したのである。

#### 3-2. 明治政府と移民問題

平井は、条約改正と移民問題を結びつけて考えていた。しかし、それは現実に条約改正交渉を担った日本政府とは異なる立場であった。後者はむしろ、交渉を円滑に進めることを優先し、かつ外交問題に発展することを恐れたために、移民問題を条約改正から切り離そうと試みていた。

今日の観点からは、合衆国は、他のヨーロッパ諸国と比べて日本の条約改正に協力的であったと評される<sup>(53)</sup>。そんな対米交渉の過程で係争点の一つとなったのが、移民問題であった。合衆国は、日本側が提示した新条約案の中でも、双方の国民に旅行・居住の自由を保障する第 1 条に難色を示した。なぜなら、同条が日本人労働者の合衆国への渡航を促進し、かつ彼らへの管理の妨げになることを懸念したからである<sup>(54)</sup>。結局、陸奥宗光(1844-1897)外相は、日本国内における領事裁判権の撤廃と関税自主権の部分的な回復を優先したため、合衆国側の修正案を受諾した<sup>(55)</sup>。その結果、1894 年 11 月 22 日に調印された「日米通商及航海条約」は、第 2 条において、移民管理を目的とするかぎり、第 1 条で保障された移民の諸権利を制限する立法・行政措置が取られたとしても、条約違反には当たらないと定めた<sup>(56)</sup>。

また日本政府は、日本人移民排斥運動への対応を合衆国政府に求めるよりは、むしろ移民自身の言動の方を問題視し、中国人のように入国自体が禁止される前に自発的に日本から合衆国への渡航を制限する政策を採った。1891年4月25日、サンフランシスコ駐在領事の珍田捨巳(1857-1929)は、青木周蔵(1844-1914)外相に対して、「昨今の如く下等社会の輩続々蝟集し来侯ては本邦人全体の名誉上不容易の影響を引起」し、将来在米日本人が「支那人と同一の仕向」を被ることにもなりかねないから、「我国の栄名を維持する為め」にも、旅券発行の手続きや渡航者の取締りを厳格化するよう提案した(57)。1892年5月10日にも珍田は、榎本武揚(1836-1908)外相に対して、最近の日本人移民が「何れも目に一丁字なき純粋の田舎漢たる而已ならず言語作法の粗挙なる服装の奇怪」な者であるため、「当国人に対し本邦人の地位を低め一層其侮蔑を受くるに至る而已ならず遂には当国阿世政治家をして日本人排斥の邪説を播布するの口実を得せしめ其格式は支那人の敗轍に陥」りかねないと再度警告した(58)。これを受けて日本政府は、1894年4月12日に勅令第42号「移民保護規則」を制定して以降、合衆国への移民の渡航を段階的に制限していった(59)。

移民問題を巡り平井と日本政府の対応が相違した理由の一つとして、条約改正と宗教の関係にかんして両者の考え方が相違していた点を指摘できる。

日本政府は、次の前提に基づき、条約改正の実現可能性を主張していた。すなわち、測定可能な量的指標(貿易高・インフラ普及率・常備軍兵数・軍艦保有数など)に照らして、「我国の進歩、我国の開化が真に亜細亜州中の特例なる文明強力の国であると云う実證を外国に知らしむる」ことができれば、日本が欧米諸国と対等な「文明国」として認められるという前提である(60)。

しかし、そもそも欧米諸国と他の国々との間に締結された条約の「不平等性」を正当化していたのは、両者の質的相違であり、とくに宗教的相違であったと考えられる。なぜなら、「不平等性」の代表として目された領事裁判権は、もともと領地内のキリスト教徒をイスラム法に基づく裁判にかけることを避けるために、オスマン帝国がヨーロッパ諸国へ与えた特権(カピチュレーション)に起源するからである(61)。言いかえれば、「不平等条約」は、建前としては、条約締結国がお互いの司法制度の宗教的性格の違いに配慮したうえで通商関係を結ぶ手段として容認されていた。

また、その「改正」に必要な条件についても、当時国際法学上の定説はいまだ存在しなかった。

1873 年 9 月のベルギーにて、著名な国際法学者が集まり設立された万国国際法学会 Institut de Droit International においては、どのように非キリスト教国の司法制度が「進歩」すれば国際法の適用国として認められるかについて 1874 年から断続的に議論されていた。しかし、結局何らの合意に至らないまま、1895年 8 月のケンブリッジ総会以降この議題自体が削除されてしまった $^{(62)}$ 。

たしかに、日本政府もこうした問題を認識していた。条約改正の準備として、政府はヨーロッパ各国の諸法を参照して国内の法典整備を進めていたのである。しかし、それは司法制度の宗教的性格の違いという問題を解決したことにはならなかった。むしろ国内では、政府が編纂を急ぐ諸法典はキリスト教的価値観を基礎としているために、それらを安易に施行すれば日本古来の道徳や習慣、ひいては「国体」を破壊することになるという批判がなされていた。これに対して日本政府が固執したのが、普遍的な文明史観であり、連続的な進歩史観であった。政府は、先述した量的指標において一定の水準を満たせば欧米諸国との質的相違を乗りこえることができると主張した(63)。また、それは欧米諸国の側から日本に寄せられた期待に応えた身振りでもあった。日本の条約改正は、従来キリスト教国に限定されていた国際法の普遍性を実証する実験として観察されていたのである(64)。

シカゴ万国博覧会は、こうした期待と応答が蜜月を結んだ場であった。日本は、同万博に参加した諸外国のうちもっとも多額の費用を投じた国の一つであった<sup>(65)</sup>。その甲斐あって、複数の万博評において、日本は「これほど魅力的な事物を制作するのであるから、とても邪悪な異教徒 wicked heathen とは思われない」と誉めそやされ、「企業心と文明化という西洋の精神を体得しようと日々躍進する」、「アジアのイギリス」、「東洋のヤンキー」として煽てられた<sup>(66)</sup>。

さらに、万国宗教会議が比較宗教学と宗教進化論に基づいて(67)国際的に提示した、諸宗教間の相違を名目的なものと見なす新たな宗教概念は、キリスト教国か否かという質的相違を乗りこえて「文明国」としての地位を獲得できると信じていた日本政府にとって、願ってもない福音であった。言語学をモデルとした比較宗教学は、異なる言語の間であっても意味を翻訳することができるように、「表面的」には異なる教義や儀礼を比較することで「本質的」な「真理」を明らかにできると考えた。また、宗教進化論は、全ての宗教を線型の「進化」の過程に位置づけたために、個々の宗教の独立性をさほど重視しなかった。これらの思想と「宗教戦争が頻発した暗黒の中世に対する啓蒙主義の勝利」という西洋史観が結びつき、諸宗教の協調と文明の進歩と国際平和の実現を一連の不可逆的な過程として見なす万国宗教会議の基本姿勢を構成していた(68)。日本政府は、こうした楽観論を、ともすればそれを生んだ西洋社会以上に歓迎し内面化したのである(69)。

まとめれば、日本政府は、「文明化」が進みさえすれば、人種や宗教といった「表面的」な違いに 基づく移民排斥運動はしぜんに解消されると主張した。したがって、「東洋のヤンキー」であるはず の日本人が合衆国で「支那人と同一の仕向」を受けたのは、「純粋の田舎漢」である移民自身に責任 があるとされた。「文明国」としての演技に自縛された政府には、平井のように、超越的な宗教的倫 理に基づいて、「文明化」に伏在する暴力を批判する視点の入る余地も余裕も存在しなかった。

#### おわりに

本稿は、万国宗教会議における平井金三の演説を手がかりに、条約改正と宗教の関係についての彼の主張を分析した。従来、平井は、日本の精神文化の優等性を国際的に喧伝することで、条約改

正を実現しようと試みたと考えられてきた。平井は、日本人を偶像崇拝者・野蛮人と見なす欧米の 先入観が条約改正を妨げているという認識に基づき、こうした偏見を払拭するために、大乗仏教を 基礎としながら宗教的に寛容な「日本宗教」像をあらたに提示したとされた。

これに対して本稿は、平井の条約改正論においては、むしろ日本の劣等性や欧米諸国との格差を 強調することが、その主張の要になっていたことを論証した。

そもそも、日本の条約改正が実現できるかは、一つには、キリスト教的価値観が優位を占めた当時の国際政治において、「異教」の国である日本の地位の向上をどのように正当化できるかにかかっていた。領事裁判権を確保する「不平等条約」が国際法学上認められていた理由は、欧米諸国とその他の国々の司法制度が、その宗教的性格を異にすると見なされていたからである。じっさい、国際法の適用範囲はいまだキリスト教国のみに限られていた。

そこで平井は、西洋中心主義的、キリスト教中心主義的な枠組みを認めたうえで、ひるがえって「弱者」である日本の権利を「強者」である欧米諸国が蹂躙することの不当性を、キリスト教的倫理に照らして訴える戦略を採った。平井は、日本人がキリスト教に反感を抱くのは、彼らが自らの信仰に固執するからではなく、「偽のキリスト教」に脅かされた歴史的経験を有するからだと説明した。そして、「真のキリスト教」ならば日本人は喜んで受けいれるであろうと請けあった。平井のいう「偽のキリスト教」とは、宣教師による宗教的活動と本国の政治的介入が癒着した状態を指す。他方「真のキリスト教」とは、聖書に従い「弱者」に味方する宗教を指す。平井は、こうした二分法に基づき、「偽のキリスト教」的所業である「不平等条約」から日本を解放し「真のキリスト教」へと導くことは、後者を奉ずる者に課せられた宗教的使命であると主張したのである。

したがって、平井にとって現行条約の「不平等性」をもっとも象徴する出来事に思われたのが、 社会的弱者である日本人移民にたいする排斥運動であった。とくに 1890 年代以降の移民政策の強 化と並行して、合衆国の太平洋沿岸に集住する日本人移民を抑圧する新聞報道や演説がたびたび行 なわれていた。そこで平井は、キリスト教を盟主とする「諸宗教の協調」を謳った万国宗教会議の 場において、あえて「異教徒」とされた日本人移民の陥る苦境に言及することで、会議の理念の実 現には宗教に基づく差別の撤廃が欠かせないことを主張したのである。

しかし、こうした平井の立場は、他のアジア圏からの会議参加者の立場とは異なっていた。後者は、もっぱら会議の西洋中心主義やキリスト教中心主義を乗りこえることに尽力したからである。

また、平井の条約改正論は、日本政府のものとも異なっていた。政府は、おもに量的指標に照らして「文明化」、「西洋化」を達成しさえすれば、欧米諸国と対等な地位を獲得できると主張した。さらに、宗教に基づく差別も文明の「進歩」に伴い解決されると考えた。こうした楽観的な進歩史観は、シカゴ万博に参加した欧米諸国にも共有されていた。したがって、政府にとって移民問題は、条約改正の中心的問題であるどころか、むしろそれを阻害する要因として見なされた。移民が排斥された責任は、「文明人」として不適切な振舞いをした彼ら自身に帰せられたのである。

まとめれば、平井の条約改正論は、キリスト教的倫理に基づき、日本がより公正に扱われることを求めたものであった。これに対して日本政府の条約改正論は、日本が「文明国」としての対等な地位を欧米諸国から承認されることを目的とした。後者には、超越的な宗教的倫理に基づき、「文明」それ自体が内包する暴力を批判する視点が欠けていた。こうした楽観論の弊害をもっとも被ったのは、現実に抑圧されていた社会的弱者である移民であった。彼らの境遇は、会議の最後まで「よそ

者」として自己を規定しつづけた平井の口を通じて、かろうじて公の場に現れたのであった。

#### 謝辞

本稿の執筆にあたって、原山府氏から所蔵資料の閲覧をお許しいただいた。あつくお礼を申し上げる。また、本稿は JSPS 科研費(研究課題番号 19J11855)の助成を受けた。

#### 註

- (1) Walter Raleigh Houghton (ed.), Neely's History of the Parliament of Religions and Religious Congresses of the World's Columbian Exposition: compiled from original manuscripts and stenographic reports, Chicago: F.T. Neely, 1893, p.850.
- (2) 万国宗教会議の 10 大目的として、多様な宗教が共通に有する重要な真理を示すこと、信仰を 異にする人びとの間に人間的同胞愛 human brotherhood を育むこと、恒久的な国際平和を保 つことなどが挙げられていた。John Henry Barrows (ed.), *The World's Parliament of Religions: an illustrated and popular story of the World's First Parliament of Religions, held in Chicago in connection with the Columbian exposition of 1893*, vol.1, Chicago: Parliament Pub. Co., 1893, p.18.
- (3) 1893 年 9 月 14 日付の『シカゴ・ヘラルド』紙は、平井の演説が会場から熱狂的な喝采を受けたと報道した。*Ibid.*, pp. 115-116.
- (4) 平井の経歴については、吉永進一「平井金三、その生涯」(『平成 16 年度~18 年度 基盤研究 (C)「平井金三における明治仏教の国際化に関する宗教史・文化史的研究」(研究課題番号 16520060) 報告書(研究代表者:吉永進一)』、2007年)、7-30 頁を参照。
- (5) 鈴木範久『明治宗教思潮の研究』東京大学出版会,1979年,207-231頁,森孝一「シカゴ万国宗教会議—1893年」(『同志社アメリカ研究』第26巻,1990年),1-21頁など。
- (6) James Edward Ketelaar, Of Heretics and Martyrs in Meiji Japan: Buddhism and its Persecution [1st pbk. ed.], Princeton: Princeton University Press, 1993, pp.169-171. (ジェームス・E・ケテラー著,岡田正彦訳『邪教/殉教の明治:廃仏毀釈と近代仏教』ペりかん社, 2006 年, 239-240 頁)
- (7) Judith Snodgrass, Presenting Japanese Buddhism to the West: Orientalism, Occidentalism, and the Columbian Exposition, Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2003, pp.172-197.
- (8) 条約改正とは、幕末から明治初年にかけて日本と欧米諸国との間に結ばれた諸条約や改税約書の改正を目指した政治過程を指す。とくに争点となったのは、領事裁判権(領事が駐在国に在住する自国民を所在国の法律ではなく本国の法律に基づいて裁判できる権利)の撤廃と関税自主権(関税を任意に設定できる権利)の回復であった。条約改正は、1894年7月以降イギリスをはじめ各国と通商航海条約をあらたに締結したことにより達成された。1910年、一部品目に残されていた協定関税制度も廃止された。詳細は、日本学術振興会編『条約改正経過概要(日本外交文書条約改正関係別冊)』日本国際連合協会、1950年を参照。
- (9) たとえば、スノッドグラスは万国宗教会議へ派遣された日本の参加者たちは欧米諸国と日本と

- の対等性を喧伝することを目的としており、なかでも仏教は日本の精神文化を体現するものとして位置づけられていたと説明した。Snodgrass, op. cit., pp.196-197.
- (10) 大石一男『条約改正交渉史:1887-1894』思文閣出版,2008年などを参照。
- (11) 神智学・心霊研究への平井の関心については、吉永進一「神智学と日本の霊的思想(1)」(『舞鶴工業高等専門学校情報センター年報』第29号,2001年)、37-46頁,平井の「総合宗教論」については、野崎晃市「平井金三とフェノロサ:ナショナリズム・ジャポニズム・オリエンタリズム」(『宗教研究』第79巻第1号,2005年)、73-96頁などを参照。
- (12) 増澤知子著, 秋山淑子・中村圭志訳『世界宗教の発明:ヨーロッパ普遍主義と多元主義の言説』 みすず書房, 2015年, 364-376頁。
- (13) 文部省の教育行政については、久木幸男「訓令 12 号の思想と現実 (1)」(『横浜国立大学教育紀要』第 13 巻, 1973 年), 1-23 頁など、内務省の治安行政については、小川原正道「条約改正とキリスト教対策」(『法政論叢』第 41 巻第 2 号, 2005 年), 147-162 頁など、国内の仏教の動向については、稲生典太郎「仏教徒側の内地雑居反対運動とその資料について」(同『条約改正論の歴史的展開』小峯書店、1976 年), 507-525 頁などを参照。
- (14) 鈴木裕子「明治政府のキリスト教政策:高札撤去に至る迄の政治過程」(『史学雑誌』第86巻第2号,1977年),177-195頁,および家近良樹『浦上キリシタン流配事件:キリスト教解禁への道』吉川弘文館,1998年を参照。
- (15) 伊藤真実子『明治日本と万国博覧会』吉川弘文館,2008年,37-39頁。
- (16) Houghton, op. cit., p.33.
- (17) *Ibid.*, pp.997-1000.
- (18) Barrows, op. cit., vol. 2, pp.1584-1590.
- (19) 鈴木, 前掲書, 207-221 頁。
- (20) Houghton, op. cit., pp.615-617.
- (21) 吉永,「平井金三, その生涯」, 13-16頁。
- (22) 万国宗教会議の報告書は複数存在する。なかでも、バロウズ編纂の公式報告書と、政治学・歴史学・キリスト教史学者のウォルター・ラレー・ホートン (Walter Raleigh Houghton, 1845-1929) が筆頭編者となった報告書の2点がもっとも包括的とされる。スノッドグラスによれば、バロウズ版が個々の原稿に相当の編集を加えているのに対して、ホートン版は独自に作成した速記録と著者自身から得た発表原稿をもとに構成されているため、よりじっさいの演説に近いテクストが収録されているという。したがって、本稿も演説の引用はホートン版に依拠する。Snodgrass, op. cit., pp.76-79.
- (23) *Ibid.*, pp.181-194. および吉永,「平井金三,その生涯」,13-14頁。
- (24) Houghton, *op. cit.*, p. 156. 「ジャパニズム」について, 平井は会議以前に雑誌『アリーナ』に論文を寄稿していた。Kinza M. Hirai, "Religious Thought in Japan," in *The Arena*, no. XXXIX, February, 1893, pp.257-267.
- (25) Houghton, op. cit., p.159.
- (26) 1891 年ごろから、日本のプロテスタントの受洗者数や教会新築数は減少傾向に転じていた。 高橋昌郎『明治のキリスト教』吉川弘文館,2003年,150頁。

- (27) Houghton, op. cit., p.158.
- (28) *Ibid.*, p.159.
- (29) *Ibid.*, p.160.
- (30) たとえば、バロウズは、この二元論を太陽の単一性とスペクトルの多様性という比喩を用いて 説明した。「宗教は、天上の純白な光のように、人間というプリズムを通じて、様ざまな色彩 の破片に砕けちってしまった。本宗教会議の目的の一つは、こうした様々な色の輝きを再び天 上の真理の放つ純白の光へと帰一させることである」。Barrows, *op. cit.*, vol. 1, p.3.
- (31) Houghton, op. cit., pp.160-161.
- (32) *Ibid.*, p.161.
- (33) 「釈宗演禅師渡米の準備」,『明教新誌』第 3183 号(1893 年 1 月 20 日付), 8-9 頁。
- (34) たとえば、スリランカの仏教復興運動の指導者であり会議にも参加したアナガーリカ・ダルマパーラ(Anagārika Dharmapāla, 1864-1933)は、「仏教とキリスト教」と題した演説において、欧米の学術書や聖書の章句を引用して「キリスト教が直接仏教から発生した」ことを主張し、キリスト教的価値観の優位性を転倒させた。Houghton, *op. cit.*, pp.803-806.万国宗教会議におけるキリスト教中心主義については、Ketelaar, *op. cit.*, pp.145-159 (ケテラー、前掲書、204-225 頁);Snodgrass, *op. cit.*, pp. 65-84.
- (35) 平井を支持し日本の条約改正への協力を訴えたチェイニーやフラワーの論文でさえ, 日本国内の事件にしか言及していない。Annie Elizabeth Cheney, "Japan and Her Relation to Foreign Powers," in *The Arena*, no. XLVI, September, 1893, p.455-466; Benjamin Orange Flower, "Justice for Japan," in *The Arena*, no. LVI, July, 1894, p.225-236.
- (36) Houghton, op. cit., p.160.
- (37) 第170番文書,『日本外交文書』第20巻,399-402頁。なお,1894年にあらたに制定された ハワイ共和国憲法の第74条により,帰化した日本人に選挙権が与えられた。ハワイの日本人 参政権獲得運動については,塩出浩之『越境者の政治史:アジア太平洋における日本人の移民 と植民』名古屋大学出版会,2015年,112-129頁を参照。
- (38) 「北米合衆国に於ける本邦人渡航制限及排斥一件」第1巻(『戦前期外務省記録』,分類番号: 3.8.2.21,外務省外国史料館蔵)に、当該記事の切り抜きと日本語訳が収録されている。
- (39) 第314番文書および附属書,『日本外交文書』第25巻,709-713頁。1890年代の合衆国マスメディアの日本人移民批判については,阪田安雄「脱亜の志士と閉ざされた白皙人の楽園」(田村紀雄・白水繁彦編『米国初期の日本語新聞』勁草書房,1986年),124-136頁を参照。
- (40) 第345番文書および附属書1-8,『日本外交文書』第26巻,710-719頁。
- (41) 第 352 番文書および附属書 1-4, 同上, 734-740 頁。同事件の詳細は, 賀川真理『サンフランシスコにおける日本人学童隔離問題』論創社, 1999 年, 113-115 頁を参照。
- (42) この段落の記述については、佳知晃子「アメリカ社会における日系移民」(細谷千博・本間長世編『日米関係史:摩擦と協調の一三〇年』有斐閣,1982年),201-202頁を参照。
- (43) たとえば、カリフォルニア州マリン郡の主要誌『マリン・ジャーナル』は、「中国人女性は彼らの本能、宗教、教育、嗜好から売春して周囲の人びと全てを堕落させる」と断定したうえで、中国人は自分たちの習慣や風習を固持し合衆国の衛生や礼儀、倫理観を蔑ろにするから、合衆

国の「健康、富、繁栄、幸福」を守るために中国人は駆逐されるべきだと訴えた。"The Chinaman in America," in *Marin Journal*, vol. 16, no. 3, March 30, 1876, p.2. また、『ニューヨークタイムズ』は、人種を指標とした移民禁止措置に反対しつつも、中国人の方も合衆国の「道徳、宗教、教育および政治には一切関心をもっていない」のだから労働者が彼らを極端に嫌悪するようになったのは当然だと述べた。"The Latest Chinese Scare," in *The New York Times*, April 5, 1876, p.4. 詳細は、阪田、前景論文、91-99 頁を参照。

- (44) 同法については、貴堂嘉之『アメリカ合衆国と中国人移民:歴史のなかの「移民国家」アメリカ』名古屋大学出版会、2012年、144、223-225頁を参照。
- (45) ユウジ・イチオカ著,富田虎男・粂井輝子・篠田左多江訳『一世:黎明期アメリカ移民の物語り』 刀水書房,1992年,11-60頁。
- (46) Lucy E. Salyer, Laws Harsh as Tigers: Chinese Immigrants and the Shaping of Modern Immigration Law, Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1995, pp.25-26.
- (47) 第225番文書および附属書1-2,『日本外交文書』第24巻,480-487頁。
- (48) カーニーの経歴については、阪田、前掲論文、172頁の注30を参照。
- (49) "Bonds and Japs," in Sacramento Daily Record-Union, July 7, 1892, p.3.
- (50) 第 322 番文書, 『日本外交文書』第 25 巻, 721-722 頁。
- (51) 吉永,「平井金三, その生涯」, 13-16 頁。平井は, 万国宗教会議が開催される 2 か月前の 1893 年 7 月 3 日にも, いまだロサンゼルスのユニティ教会において講演を行なっていた。"Kinza Hirai Talks on Japan," in *Los Angeles Herald*, vol. 40, no. 84, July 4, 1893, p.4.
- (52) もっとも、1890 年代の合衆国における日本人排斥運動が、平井の危惧したほど広範な支持を得ていたとはいえない。本文中で言及した、1893 年 3 月のオレゴン州における日本人労働者襲撃事件はのちに誤報であったことが判明し、1893 年 6 月にサンフランシスコ市・郡学務局の例会が可決した日本人の公立小学校への入学を禁止する議案も同月 28 日に撤回された。カーニーの演説には、現場の聴衆から反対の声が挙げられていた。註(40)、(41)、(50)に挙げた資料を参照。合衆国における排日運動が「黄禍論」として本格化するのは、1904-1905 年の日露戦争以降とされる。Roger Daniels、The Politics of Prejudice: The Anti-Japanese Movement in California and the Struggle for Japanese Exclusion [2nd ed.]、Berkeley: University of California Press、1977、pp.65-78.
- (53) 五百旗頭真編『日米関係史』有斐閣, 2008年, 22頁。
- (54) 第270番文書,『条約改正関係日本外交文書』第4巻,473頁。
- (55) 第 291, 293 番文書, 同上, 488-490, 492-493 頁。
- (56) 第308番文書および附属書,同上,500-502頁。
- (57) 第 222 番文書, 『日本外交文書』第 24 巻, 464-466 頁。
- (58) 第 311 番文書, 『日本外交文書』第 25 巻, 702-703 頁。
- (59) 『法令全書』明治 27 年,内閣官報局,112-115 頁。日本政府による移民の渡航制限については,木村健二「近代日本移民史における国家と民衆――移民保護法下の北米本土転航を中心に」 (『歴史学研究』第 582 号,1988 年),23-25 頁を参照。
- (60) 1893年12月の第5回帝国議会衆議院における陸奥外相の発言。第68番文書付記2,『日本外

- 交文書』第26巻, 128-132頁。
- (61) 稲生典太郎『東アジアにおける不平等条約体制と近代日本』岩田書院, 1995 年, 23-24 頁; Malcolm D. Evans, *Religious liberty and international law in Europe*, New York: Cambridge University Press, 1997, pp. 59-74.
- (62) 万国国際法学会における領事裁判権にかんする議論については、小梁吉章「19 世紀国際私法 理論にいう『文明国』基準」(『広島法科大学院論集』第14号, 2018年), 117-151 頁を参照。
- (63) たとえば、法学者の穂積八束(1860-1912)は、「我固有の国俗法度は耶蘇教以前の欧羅巴と酷相似たり、然るに我法制家は専ら標準を耶蘇教以後に発達したる欧州の法理に採り殆んど我の耶蘇教国にあらざることを忘れたるに似たるは怪しむべし」と述べ、政府による民法典編纂を批判した。穂積八束「民法出でて忠孝亡ぶ」(『法学新報』第5号、1891年、7-13頁)。また、1892年5月の第3回帝国議会貴族院において、村田保(1843-1925)の発議により「民法商法施行延期法律案」(114名の賛成)が建議された。村田は、「我が法典は我が国体習俗に惇り倫理を紊ると云うても決して誣言でない」と述べ、その施行延期を主張した。これに対して榎本外相は、「普通文明世界の人民に当嵌まるべき法典」を施行しなければ、欧米諸国に領事裁判権の撤廃を要求できないと反論した。『第3回帝国議会貴族院議事速記録』第11号(1892年5月26日付)、84-85、99-100頁。
- (64) 1883 年 10 月 20 日,日本の対仏交渉に協力したイギリス人のフレデリック・マーシャル (Frederick Marshall, 1839-1905) は、日本の条約改正の歴史的意義について、「ヨーロッパが (トルコとのカピチュレーションの締結いらい)3世紀半継続してきた非キリスト教国への 政策を放棄し、アジアの一政府が条約による拘束から自らを解放することを助けようとしている」と記した。第308番文書付属書3、『条約改正関係日本外交文書』第2巻、995頁。
- (65) Robert W. Rydell, All the World's a Fair: Visions of Empire at American International Expositions, 1876-1916, Chicago: University of Chicago Press, 1984, p.48.
- (66) Ibid., pp.50-51.
- (67) Ketelaar, op. cit., pp. 139-152. (ケテラー, 前掲書, 195-215頁)
- (68) 万博会長のチャールズ・ボニー (Charles Carroll Bonney, 1831-1903) は, 万国宗教会議の開会の辞において,「世界中の宗教的信仰間に存在する誤解」が,「意図したところと根本的に異なる意味で言葉を使用してしまったために,または,外見と真実の違いや記号・象徴と意味され表象された事物の違いを軽視したために生じてきた」と述べ,会議の歴史的意義について,「宗教の平和と進歩という新たな時代の太陽が,宗派間の衝突という暗雲を払って世界を照らす」と表現した。Houghton, op. cit., pp.38-40.
- (69) 1897年2月の第10回帝国議会衆議院において、大隈重信(1838-1922)外相は、国際法の適用範囲を「耶蘇教国民」や「白皙人種」に限定する従来の公法学説を「迷妄」としたうえで、日本の条約改正は「日本の進歩の結果」であると同時に、そうした「妄念」が「次第々々に消滅し」た結果でもあると述べた。『第10回帝国議会衆議院議事速記録』第10号(明治30年2月17日付)、91頁。

# Treaty Revision and Religions: Rethinking the Speech of Kinza Hirai in the World's Parliament of Religions in Chicago, 1893

#### Kohei TAKASE

The purpose of this paper is to analyze the speech made by Kinza Hirai (1859-1916), a Japanese Buddhist priest, in the World's Parliament of Religions in Chicago in September 1893 and examine his opinions on the relationship between the revision of Japan's treaties and religions. Thus far, modern scholarship has generally agreed that Hirai tried to proclaim the moral and intellectual superiority of Japanese religions and call for revising Japan's "unfair" treaties with Western nations, which justified many judicial or commercial preferential treatments enjoyed by foreign residents in Japan. This paper reconsiders those assessments, arguing that addressing Japan's inferior positions in contemporary international politics, he condemned such exploitation of "the weak" by western powers by appealing to Christian morality. In his speech, he distinguished "false Christianity" which was tied with political invasions by western powers, from "real Christianity," which helped the oppressed according to the teachings of the Bible, thus regarding the revision of Japan's unequal treaty as a religious duty of the United States as a nation of "real Christianity" in order to eradicate "false" one. Besides, Hirai believed that one of the purposes of revising such unequal treaties was to abolish discrimination against Japanese immigrants abroad based on the difference of race or religion rather than restore equal rights at home. Hirai criticized the superficiality of the Parliament's idea of "human brotherhood" by referring to the exclusion of Japanese immigrants, for they were "pagans," which he had come across on the Pacific Coast.